

(平成25年7月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 7 件

四国（愛媛）厚生年金 事案 1060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月19日

申立期間において、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人から提出された支給控除一覧表、申立人から提出された預金通帳及び複数の同僚の賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からも回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（香川）厚生年金 事案 1063

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社本社人事部の回答及び同僚が保管する給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、申立人の同社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和34年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（高知）厚生年金 事案 1067

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで

A社で勤務していた期間において、途中、退職することもなく継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているため、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった人事発令記録、雇用保険の加入記録、D健康保険組合からの回答及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和38年3月26日にA社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の勤労厚生業務を管理しているE社は、不明と回答しているものの、同社が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、その被保険者資格取得日は、昭和38年4月1日と確認できることから、事業主は、同日を資格取得

日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月30日から同年7月1日まで

昭和42年3月にA社に入社し、同年7月に同社B工場から同社C工場に転勤した。引き続き勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落しているので、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年7月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和42年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付した事実を確認できないため、納付したか否かについては不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和42年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社Bサービスセンター（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで

昭和40年4月1日付けでD社からA社Bサービスセンターに転勤となったが、引き続き勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された給与基本情報の入退社日、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和40年4月1日にD社からA社Bサービスセンターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社Bサービスセンターにおける昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社Bサービスセンターは昭和40年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できるものの、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本により、同事業所は同年4月1日に法人として会社設立していることが確認できる上、申立期間当時、同事業所に勤務していたと証言している同僚も7人いるほか、

同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同年5月1日において、厚生年金保険の被保険者は27人であったことが確認できることなどを総合的に勘案すると、同事業所は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間は適用事業所として管理されていない期間であることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（徳島）国民年金 事案 495

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月、50年7月から51年10月までの期間、52年9月から55年8月までの期間、63年6月から平成3年8月までの期間及び4年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月
② 昭和50年7月から51年10月まで
③ 昭和52年9月から55年8月まで
④ 昭和63年6月から平成3年8月まで
⑤ 平成4年6月から同年9月まで

申立期間①、②、③、④及び⑤について、父が国民年金の加入手続きを行い、A村（現在は、B町）の納税貯蓄組合を通じて、家族の分と一緒に私の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、私の記録のみ未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妹が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る申立人の国民年金の資格記録は平成15年3月10日に処理されていることが確認できる上、A村に係る国民年金被保険者台帳管理簿において、申立人の氏名は確認できないなど、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえないことから、当該処理時点までは、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親が国民年金保険料の集金担当として名前を挙げた者は、「国民年金保険料の集金を行った時期は、昭和42、43年頃から45年頃までの期間であったと記憶しており、申立人に係る国民年金保険料の集金については、

覚えていない。」旨回答しており、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が居住していた地区の国民年金保険料を昭和 57 年頃から集金していたとする者が確認できたところ、当該集金人から提出された申立期間④及び⑤に係る納税貯蓄組合員別賦課額表において、申立人の両親に係る保険料の集金記録と推認される記録は確認できるものの、申立人の保険料の集金記録は確認できず、このほか、当該集金人が保管する他の資料からも申立人の保険料納付に係る記録は確認できない。

加えて、申立人が居住していた地区の納税貯蓄組合が口座を開設していたC農業協同組合D支店は、「申立期間①、④及び⑤に係る納税貯蓄組合員別の国民年金保険料に係る資料（納税貯蓄組合員別国民年金保険料）において、申立人の氏名は見受けられない。」旨回答している。

このほか、申立人の父親が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（徳島）国民年金 事案 496

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から41年3月まで

国民年金保険料については、最初から納めているので結婚してからも続けるように母親から言われていたので、20歳から加入しているはずだが、昭和36年12月から41年3月までの期間に係る国民年金保険料が未納となっているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A町に係る国民年金被保険者台帳管理簿における申立人の同記号番号の前後の払出状況及び申立人に係る特殊台帳の手帳交付年月日から、昭和41年11月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点では、申立期間のうち、36年12月から39年9月までの期間の保険料は時効により納付することができず、同年10月から41年3月までの期間の保険料は過年度納付することは可能であったものの、申立人の供述からは過年度納付を行った事情はうかがえないほか、同管理簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付にほとんど関与しておらず、加入手続や保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は4年4か月と比較的長期間に及んでおり、申立期間において、長期間にわたり継続して行政機関が事務処理を誤ることは考え難い。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（高知）国民年金 事案 497

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から50年11月まで
申立期間は個人事業所に勤めていたが、経済的に余裕が無かったため、同居していた母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず未納とされているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月にA市で払い出されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年4月1日と記録されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、その加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親も、申立期間当時の状況等について詳細には記憶しておらず、具体的な納付状況等は確認できない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1061

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、高校卒業後すぐに、A社に正社員として入社し、申立期間に勤務した。家庭の事情により半年ほどで退社したが、申立期間は間違いなく同社に在籍していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和 54 年 3 月 26 日から同年 10 月 25 日までの期間において同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が同期入社と同僚として名前を挙げた者は、A社の回答によると、昭和 54 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで同社に在籍していたことは確認できるものの、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことは確認できない上、事業主は、「当社が保管している従業員の社会保険料に関する帳簿に、申立人及び当該同僚の名前は見当たらない。」と回答している。

また、昭和 53 年 8 月頃にA社に入社したとする同僚は、「入社してすぐに社会保険に加入したいと頼んでいたが、理由も教えてくれないまま、なかなか加入手続を行ってくれなかった。」と供述しているところ、当該同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、54 年 2 月 26 日となっている上、55 年 4 月以降、労務管理を担当していたとする同僚は、「申立期間当時は、入社後半年間は社会保険に加入させていなかったようだ。中には 1 年近く加入させてもらえなかったと聞いたこともある。」と供述している。

さらに、申立人、A社の事業主及び複数の同僚が、申立期間当時の同社の社員数は約 200 人であったと回答しており、当該期間の同社における厚生年金保険被保険者数は、140 人程度であることを踏まえると、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうか

がえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1062

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

申立期間において、A社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人から提出された支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、同社から15万円の賞与の支払を受けていたことが確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料は0円と記載されており、当該賞与から同保険料を控除されていたことが確認できない。

また、申立人に係る平成21年度市県民税課税（所得）証明書においても、社会保険料控除額が記載されていないことから、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できない上、申立人は、「一旦会社を退職した後、契約社員として再雇用される際に、手取り額が少なくならないように、社会保険料は会社が全額負担するという契約になったと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主からも回答が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 30 日まで
年金事務所で申立期間について年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答であったが、同手当金を受け取った覚えは無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険整理番号の前後の同僚女性 50 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 1 月 30 日の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 23 人の支給記録を確認したところ、16 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 11 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該同僚の 1 人が、「同社から退職時に脱退手当金について説明を受け、同社に請求手続を依頼して脱退手当金を受け取ったと記憶している。」と回答していること、及び同社の申立期間当時の社会保険事務担当者が、「脱退手当金の手続は、退職時に本人に受給の意思を確認した上で会社が代理で請求事務を行っていた。脱退手当金は、本人が直接受領するように事務手続を行っており、会社から本人に渡すことは無かった。」と回答していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 3 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1065（香川厚生年金事案 535 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から27年11月6日まで
年金記録を確認するため、社会保険事務所（当時）に期間照会したところ、A社B支部に勤務した昭和24年3月1日から27年11月6日までの期間について、脱退手当金が支給されているので年金として支給できないと言われたが、私は脱退手当金を受領したという記憶が全く無く、納得できないので、新たな資料、情報は無いが、再度調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付記録欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記録がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等から、既に年金記録確認香川地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年9月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等の提出は無いが、平成22年9月1日付けの通知に納得できないとして、再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、申立ての内容が社会通念に照らし、「明らかに不合理ではなく、一応確からしい」こととされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給されている場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。

それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、厚生年金保険被保険者台帳の保険給付記録欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記録がある上、申立期間の脱退手当金は支給額、月数及び平均標準報酬月額に計算上の誤りは無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1066

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月 3 日から 46 年 3 月 28 日まで
② 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 9 月 1 日から 48 年 2 月 21 日まで

平成 22 年 3 月 1 日に 60 歳到達による年金手続の際に、年金記録を確認したところ、A社、B社及びC社に勤務していた申立期間について、脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知った。

しかしながら、当時、脱退手当金の制度を知らなかった上、退職時に脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えもない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、住所欄には、当初、C社在職時の住所が記載されていたが、同社を退職した後に転居した住所に訂正されていることが確認できる。申立人が、「退職後、C社と連絡を取ったことはない。」と供述していることを踏まえると、同社が申立人の退職後の転居先住所を知り得ることは困難であったと考えられることから、申立人の意思に基づき、申立期間に係る脱退手当金の請求が行われたものと推認できる。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」に○印が付されていることが確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和48年4月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1068

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年から 45 年まで

A社の本店で住み込み、同社B支店でCとして勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間のうち3年ぐらい勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和41年4月1日から43年7月31日までの期間、A社における雇用保険の被保険者記録が確認できることから、少なくとも当該期間について、申立人は同社で勤務していたと考えられる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和53年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務をしていたと供述している同僚6人について、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該同僚のうち2人は、A社が厚生年金保険の適用事業所になった日に同被保険者資格を取得しており、それまでは、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、A社は、平成7年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案1069

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月1日から48年1月1日まで
② 昭和48年1月16日から同年4月6日まで
③ 昭和50年1月27日から52年8月26日まで

私は、申立期間①について、A社B支社に勤務し給料は手取りで10万円以上支給され、申立期間②について、C社に勤務し給料は手取りで12万円から13万円支給され、申立期間③について、D社に勤務し給料は手取りで10万円ぐらい支給されていたにもかかわらず、各申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が低く記録されている。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B支社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳の写しによれば、申立人の標準報酬月額は、昭和47年3月1日は2万8,000円、同年10月1日は3万9,000円と記載されており、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している上、前述の被保険者台帳に記載されている厚生年金保険料控除額も当該記録と一致している。

また、A社B支社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚10人に文書等による照会を行った結果、申立人が記憶する同僚を含む7人から回答が得られたが、同社における自身の標準報酬月額が相違している旨の供述は得られない。

さらに、A社B支社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不

自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、C社は、「社員の勤務状況に応じて適正に厚生年金保険、健康保険等の加入手続を行っていた。ただ、関係書類については保管しておらず当時の状況は確認できない。」と回答しており、厚生年金保険料控除額を確認できない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚11人に文書等による照会を行った結果、そのうち7人から回答が得られたが、同社における自身の標準報酬月額が相違している旨の供述は得られない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間③について、D社は、平成23年1月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の元事業主に文書照会したところ、「既に倒産し、一切の資料は無い。申立人のことは分からない。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚15人に文書等による照会を行った結果、申立人が記憶する同僚を含む9人から回答が得られたが、同社における自身の標準報酬月額が相違している旨の供述は得られない。

さらに、D社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

- 4 このほか、申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。